

日本道德教育学会会則

昭和53年6月26日改正
昭和63年6月26日改正
平成6年6月26日改正
平成13年4月1日改正
平成15年3月23日改正
平成17年6月26日改正
平成18年6月26日改正
平成25年6月23日改正
平成26年7月6日改正
平成29年7月2日改正
令和元年6月30日改正
令和3年6月27日改正
令和5年7月2日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は日本道德教育学会（JAPANESE SOCIETY FOR MORAL EDUCATION）と称する。

(目的)

第2条 本会は道德教育に関する研究及びその普及を図り、もって我が国の道德教育の改善・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究及び実践の促進並びに充実を目的とする年次大会（日本道德教育学会大会及び総会）の開催
- (2) 会員の研究及び実践の促進並びに充実を目的とするその他の会合の開催
- (3) 道德教育とかかわりのある諸学会及び諸団体等との連絡及び提携
- (4) 学会誌『道德と教育』（Morals and Education）等の編集及び刊行
- (5) その他本会の目的達成に寄与する事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は正会員、名誉会員及び賛助会員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同する者で、理事会の承認を得て所定の会費を納入した者とする。

本会に入会を希望するものは、会員1名の推薦を得て事務局へ入会届を提出するものとする。

3. 名誉会員は、本会の運営に功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者とする。
4. 賛助会員は、本会の事業に財政的な援助をなした個人及び団体で、理事会の承認を得た者とする。

（会員の権利）

第5条 正会員、名誉会員及び賛助会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が主催する事業への参加
- (2) 理事及び監事の選出（賛助会員は除く）
- (3) 大会における研究発表
- (4) 学会誌『道徳と教育』への投稿
- (5) 学会誌、機関誌（ニュース・レター等）、会員名簿及び大会プログラムの無償配布を受ける

（会員の退会）

第6条 退会しようとする会員は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

（会員の資格喪失）

第7条 会員は3年以上会費を滞納した時、あるいは本会の名誉を傷つけた場合には、理事会の議決により会員資格を失う。

第3章 役員及び機関

（役員）

第8条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 評議員 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

※上記の他に理事会の承認を経て名誉会長、会長代行を置くことができる。

2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代行する。
4. 理事は本会の運営に当たる。理事のうち若干名は常任理事として会務の執行に当たる。
5. 評議員は理事会の諮問事項及び支部運営等の審議を行う。
6. 監事は本会の会計を監査する。
7. 事務局長は事務局をつかさどる。

（役員の選出）

第9条 理事は会員の投票によって選出された10名と投票で選出された理事による理事会で

委嘱された若干名の理事とする。

2. 理事の選出は別に定める。
3. 理事の改選は、3年ごとに行う。
4. 会長、副会長は、理事会において理事の互選によって選出する。
5. 常任理事は理事会において互選する。
6. 評議員の選出は別に定める。
7. 監事の選出は別に定める。

(役員の任期)

第10条 会長の任期は3年とし、2期をもって限度とする。

2. 副会長及び監事の任期は会長に準じる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。
3. 顧問は会長の求めに応じて会務の相談に乗る。
4. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(機関)

第12条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 評議員会
 - (4) 監事会
2. 本会に必要なに応じて委員会を設けることができる。委員会の組織、運営については細則に定める。

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関であって、次の権限を有する。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 事業計画及び決算の承認
 - (4) 本会の運営の基本方針の決定
 - (5) 会則の改正
 - (6) その他、本会の目的を達成する上で必要な重要事項の決定
2. 総会は本会の会員をもって構成する。
 3. 総会は原則として毎年1回開催するものとする。必要がある時には、会長は臨時に総会を招集することができる。
 4. 総会の議長は、その都度出席会員の中から選出する。
 5. 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(理事会)

第14条 理事会は総会に次ぐ審議機関とする。

2. 理事会は理事及び事務局長をもって構成する。
3. 理事会の招集は会長が行う。
4. 理事会は原則として年4回開催する。
5. 理事会の議長は出席理事の中から選出する。
6. 理事会は本会の重要事項を審議する。
7. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
8. 5名以上の理事が理事会の開催を要請する時は会長は理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第15条 評議員は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 評議員は支部長及び地域の責任者を充てる。
3. 評議員会は会長、副会長、評議員、事務局長及び会則第8章の4に定める常設委員会の長をもって構成する。
4. 評議員会の招集は会長が行う。
5. 評議員の任期は会長に準じる。

(監事会)

第16条 監事は当該年度の会計を監査し、理事会及び総会に監査結果を報告する。

2. 監事会は会長、監事、事務局長をもって構成する。
3. 監事会の招集は会長が行う。

第4章 支 部

第17条 本会に、理事会の承認を得て支部を設けることができる。支部の組織、運営については細則に定める。支部を解散する場合は、理事会の承認を得ることとする。

第5章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金等の収入をもって充てる。

(年会費)

第19条 正会員の年会費は5000円とし、当該年度内に納めなければならない。

2. 賛助会員の年会費は1口20000円とし、当該年度内に納めるものとする。

附則1 第19条第1項に定める正会員の年会費5000円は令和6年4月1日より施行する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

第21条 本会に事務局を置く。

2. 事務局は理事会の合意を得て、原則として理事の所属する機関に置く。
3. 事務局は会長の指示を受けて、本会の会務を処置する。
4. 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
5. 事務局長は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第7章 会則の改正

第22条 本会則の改正は、総会の議決による。

附則1. 本会則は、令和5年7月2日から施行する。

2. 本会の事務局は、当分の間 武蔵野大学（貝塚研究室）に置く。

第8章 細 則

第23条 本会の運営に必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

細則1. 編集委員会規約

- (1) 学会誌『道徳と教育』の編集には、理事会の承認と会長の委嘱を受けた下記の委員からなる編集委員会があたる。
 - ① 理事委員 若干名
 - ② 理事以外の委員 若干名
- (2) 編集委員長は理事から選出される。
- (3) (1) - ②の「理事以外の委員」の選出については、編集委員会の合議を経て候補者を決定し、理事会において承認を受けて会長が委嘱する。
- (4) 編集委員会の定員は10名を上限とする。
- (5) 編集委員の任期は3年とする。編集委員の再任を妨げないが、原則として連続2期を超えることはできない。また、編集委員長の任期は原則として3年とする。
- (6) 編集委員会は投稿原稿の査読審査及び『道徳と教育』の編集業務を行う。
- (7) 『道徳と教育』は年1～2回発行する。

2. 「日本道徳教育学会賞」規約

- (1) 選考委員会を設ける。選考委員は会長が理事会の承認を得て、理事の中より若干名委嘱する。任期は3か年とし、重任を妨げない。
- (2) 選考委員会は該当原稿及び論文の査読審査を行い、該当者を理事会に推薦する。
- (3) 該当原稿及び論文とは、本学会賞用に応募されたもの及び当該年次に発行された『道徳と教育』誌上で発表されたものを指す。

3. 支部規約

- (1) 支部を結成したい者は理事会に申し出、その承認を得なければならない。
- (2) 支部長は、評議員を委嘱される。
- (3) 支部の活動は支部長の責任とする。
- (4) 毎年度、前年度の活動・会計を理事会に報告し、理事会の承認を得なければならない。

4. 委員会の設置

- (1) 本会に次のような常設の委員会を置き、主として常任理事が会務に当たる。
 - ① 編集委員会
 - ② 企画運営委員会
 - ③ 研究委員会
 - ④ 広報委員会
- (2) 委員会に委員長を置く。
- (3) 委員会の招集は委員長が行う。
- (4) 本会の運営上必要が生じた場合、常設の委員会以外に委員会を設けることができる。
- (5) 委員の任命は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (6) 委員の任期は、委員会が設置された期間のみとする。

申し合わせ事項

第11条に定める顧問の委嘱基準は次の通りとする。

- 1 全国規模で道德教育の発展に寄与している機関の長の任にあるもの
 - 全国小学校道德教育研究会長
 - 全国中学校道德教育研究会長
 - 全国公民科・社会科教育研究会長 等
- 2 学会運営に特に寄与したもの